

受講要領：令和7年度 技能講習(実施日・受講料・受講要件等)

講習種別	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（徳島労働局登録第7号） 登録有効期限：令和6年4月1日～令和11年3月31日			
実施日	①令和7年6月18日～20日（学科） ②令和8年1月13日～15日（学科）			
申し込み受付開始日	①(会員)令和7年2月20日～6月4日 (一般)令和7年4月18日～6月4日 ②(会員)令和7年2月20日～12月22日 (一般)令和7年11月13日～12月22日 ※申込みの〆切日は講習日の2週間前です。(定員に達した時点でも締切ります。) ※会員の方は、 <u>全ての講習を2月20日より年間を通して受付けております。</u> ※一般(非会員)の方は、講習実施日の2か月前から受け付けを開始します。 ※受付開始前に届いた申込書については受付できません。(再度申込みとなります。)			
実施場所	学科:徳島県建設センター 徳島市富田浜2-10			☎088-622-3113
受講時間	対象	合計時間	日程	時間
	全科目	17時間	1日目 2日目 3日目	8時45分～15時50分 終了予定 8時45分～16時40分 終了予定 8時45分～16時35分 終了予定
	①-1 旧法の 地山 修了者	5.5時間	1日目 2日目 3日目	講習免除 8時45分～15時10分 終了予定 13時45分～16時35分 終了予定
	①-2 旧法の 土止め 修了者	6時間	1日目 2日目 3日目	8時45分～15時50分 終了予定 講習免除 13時45分～16時35分 終了予定
	②	8.5時間	1日目 2日目 3日目	8時45分～15時50分 終了予定 講習免除 11時5分～16時35分 終了予定
	③	7時間	1日目 2日目 3日目	8時45分～15時50分 終了予定 講習免除 13時45分～16時35分 終了予定
	④	8時間	1日目 2日目 3日目	講習免除 8時45分～15時10分 終了予定 11時5分～16時35分 終了予定
	⑤～⑧、⑩	3時間	1日目 2日目 3日目	講習免除 講習免除 11時05分～16時35分 終了予定
	⑨	1.5時間	1日目 2日目 3日目	講習免除 講習免除 13時45分～16時35分 終了予定

全 科 目	一般 会員	受講料	テキスト代	合計 ※上段一般・下段会員
		17,200 円	3,300 円	20,500 円 (税込)
			2,300 円	19,500 円 (税込)
一 部 免 除 ① ~ ⑩	一般 会員	受講料	テキスト代	合計 ※上段一般・下段会員
		12,900 円	3,300 円	16,200 円 (税込)
			2,300 円	15,200 円 (税込)
申込書原本 提出及び 受講料・ テキスト代 振込期間	<p>【申込先が建災防各分会の場合】 講習料の支払いと申込書原本の提出を講習日の2週間前まで</p> <p>【申込先が建災防徳島県支部の場合】 講習料の支払いと申込書原本の提出を申込開始日から講習日の2週間前まで</p> <p><u>※詳細は4枚目の◆重要を必ずご確認ください。</u></p> <p>※現金でのお支払いはお受けいたしません。下記口座にお振込みください。</p> <p>※入金と申込書原本の確認後、講習日の2週間前に受講票を発送します。</p>			
インボイス について	<p>当協会はインボイス発行事業者です。</p> <p>講習日当日に領収証を発行します。(宛名は振込名で作成します。)</p>			
振込先	<p>阿波銀行 本店 普通預金 1365952</p> <p>建設業労働災害防止協会徳島県支部 (ケンセツギ ヨウロウト ケイカイ 会 ウキョウカイトクシマケンシブ)</p> <p>※振込手数料はご負担願います。</p>			
受講資格 受講要件	<p>イ) 地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。</p> <p>ロ) 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含み、その後2年以上地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。</p> <p>ハ) 技能講習規定第1条「厚生労働大臣が定める者」。</p>			
講習科目 一部免除者	<p>①-1 地山の掘削作業主任者技能講習修了者。</p> <p>①-2 土止め支保工作業主任者技能講習修了者。</p> <p>②職業能力開発促進法施工令に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者。</p> <p>③職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。</p> <p>④建設機械施工管理技術検定に合格した者のうち1級の技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は、2級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件に定められた第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者を除く。</p>			

<p>講習科目 一部免除者</p>	<p>⑤職業能力開発促進法施行規則別表第 2 の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者。 ⑥職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令前の職業能力開発促進法施行規則別表第 3 の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の訓練を修了した者。 ⑦専修訓練課程の普通職業訓練のうちとび科の訓練を修了した者又は養成訓練のうちとび科の訓練を修了した者。 ⑧職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設科又はさくい科の訓練を修了した者 ⑨職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。 ⑩建設業法施行令第 34 条に規定する土木施工管理技術検定に合格した者</p>
<p>必要な 添付書類</p>	<p>[本人確認書類] 申込書現住所欄の氏名、住所と合致している自動車運転免許証など顔写真と住所のあるものの写し。 ※氏名や住所が合致していない場合は合致する書類の提出を求めます。 [資格等を確認するための書類] 一部免除者に該当する資格等の修了証の写しなど</p>
<p>対象業務</p>	<p>・高さ 2m 以上の地山の掘削作業。(令第 6 条 9 号) ・土止め支保工の切ばり又は腹おこしの取り付け、取りはずしの作業。 (令第 6 条 10 号)</p>
<p>受講・受験 区分の変更</p>	<p>○講習日の 5 日前（土・日・祝・祭日を除く建災防営業日）までに連絡のあった場合には、変更に伴う差額を返金します。 ○講習日の 4 日前から当日に連絡のあった場合には、変更は可能ですが変更に伴う差額の返金はしません。</p>
<p>取消し・ キャンセル・欠席 の取扱い</p>	<p>○講習日の 5 日前（土・日・祝・祭日を除く建災防営業日）までに連絡のあった場合には、受講取消しができます。受講料・テキスト代金の合計から振込手数料を差し引いた額を口座振込にて返金します。 ○講習日の 4 日前から前日に連絡のあった場合には、受講料・テキスト代の返金は致しません。テキストは後日、宅配便にて送付します。（当日欠席の場合も同じ） ○また、受講者の都合により、受講日に受講できなかった場合、受講日の変更は致しません。</p>
<p>講習当日の 遅刻・早退 の取扱い</p>	<p>(1)遅刻者について 受講者を公正・公平に取扱い、かつ法令に定める講習時間を確保する観点から、基本的には遅刻者の受講は認めません。（休憩後の遅刻も認めない） ただし、次項の場合には、受講を認めるものとする。 ○公共交通機関の遅れ、悪天候の場合はオリエンテーションの時間のみ認めます。 (2)早退者について 再受講が必要です。早退に伴う受講料の繰越し、返金はありません。</p>

講習の開催 について	講習の実施日は受講者数が少ない場合、予期せぬ災害、講師の都合等で変更または中止することがあります。
---------------	---

◆重要

◎申込書原本の提出期限・講習料（受講料＋テキスト代）の支払期限について

実施日①期限 令和7年 6月 4日（水）

実施日②期限 令和7年 12月 22日（月）

- ・上記期限を過ぎると、テキスト発注に間に合わないため、受講不可とします。
- ・申込書原本提出済みのみ（講習料は未納）の場合は、事務局にて原本を廃棄します。
- ・講習料支払済みのみ（申込書原本未提出）の場合は、振込手数料を差し引いて返金します。

問合せ先：建設業労働災害防止協会徳島県支部
TEL088-622-3113